

2024年9月6日

韓国産業通商資源中小ベンチャー企業委員会 御中

一般社団法人日本知的財産協会
常務理事 齊藤 浩二

「商標法一部改正法律案（議案番号：2203213）」に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する非営利、非政府のユーザー団体で、日本の主要企業999社を含む、1373社（2024年9月1日時点）を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「商標法一部改正法律案（議案番号：2203213）」につき、添付資料のとおり私どもの意見を申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

つきましては、ご検討の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

お問い合わせ先：
一般社団法人日本知的財産協会
事務局長 熊谷 英夫
（担当：古谷 真帆）
TEL：81-50-3498-9098
Email：furuya@jipa.or.jp

添付資料

「商標法一部改正法律案（議案番号：2203213）」に対する日本知的財産協会意見

■対象項目

商標登録出願に対する異議申立期間を現行2か月から30日に短縮（議案番号：2203213）

■意見内容

商標登録出願に対する異議申立期間は30日に短縮せず、現行の2か月のままにするべきと考える。特に外国企業にとって、出願広告日から30日以内に異議申立申請を行うことは非常に難しい。外国企業は海外のウォッチングサービスを利用して韓国出願をウォッチングしているが、出願公告から権利者までウォッチング情報が報告されるのにも時間がかかる。異議申立期間が30日に短縮されると、外国企業が異議申立要否を判断し、異議申立申請を行うことが時間的に難しくなるおそれがある。本改正案は迅速な権利保護を理由にしているとのことだが、異議申立期間が短すぎるが故に異議申立ができず、不実な権利が発生して登録後に商標紛争が発生するリスクを高めることとなり、異議申立制度の本来の目的が達成できなくなるものと考え。現行の2か月の異議申立期間を維持してほしい。

以上